

総合計画策定の基本方針（前回総合計画審議会提出資料から抜粋）

① 市民共有の指針としての計画

総合計画未来会議・総合計画審議会での「対話」を通じ、真の意味で行政・市民共有の指針としての計画とする。

計画内では行政の役割・市民の役割を明確にし、共にその計画を推進する。

② 目的・手段を明確にした計画

従来型の体系別（分野別）の計画ではなく、目的別に章立てし、その手段としての施策や取組みの方向性を基本計画として策定する。できる限り、既存計画とのつながりを明確にしながら、計画期間内に特に重点的に取り組むべき内容を記載していく。

③ 酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略を深化させた計画

少子高齢化社会の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるために取り組むべき政策目標・施策をまとめた「酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（H27策定）」の方向性や施策を取り込んだ計画とする。

以下、庁内協議において担当部署に伝えている事項

●わかりやすく

市民にもわかりやすい計画にするため、各政策をA3ワンペーパーでわかりやすく示す。写真等を活用してイメージしやすくする工夫や、なるべく平易な表現を心掛ける。

●焦点化

総花的ではなく計画期間内（5年間）で注力すべき方向性・施策を取り上げて記載する。記載されていない項目についても、関連個別計画等に委ねしっかり取り組んでいくが、その中でも「5年間でこの部分に力を入れる」という方向性や施策を示すもの。